

地域におけるサービス事業主体について

○ 規制改革に関する第 3 次答申（平成 27 年 6 月 16 日）抜粋

Ⅱ 各分野における規制改革

5. 地域活性化分野

(3) 具体的な規制改革項目

②地域における道路の多面的機能の発揮

ア 道路の利活用促進

a 道路空間の利活用に関する取組の促進【平成 27 年度措置】

道路は一般交通の用に供することが本来の目的とされているが、人口減少社会が到来し交通量が減少した道路もある中、交通機能の確保を前提としつつ、地域の賑わい創出の観点から空間としての道路の活用も推進していくべきであるという指摘がある。また、まちの賑わい創出につながる道路の管理・運用を行う主体について、都市再生推進法人などの既存の枠組みや海外の BID 制度（※）等について検討して整理することが必要なのではないかとの指摘もある。

したがって、街中の道路については、自動車を中心とした交通目的としてだけでなく、地域の賑わいを創出する空間として積極的に利用し地域活性化を図るために、これまでに行われた道路空間の活用に関する有識者会議での議論の蓄積を踏まえて設けられた道路占用許可基準の特例制度等の活用が進むよう、制度の手続の流れや地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知する。

（※）BID 制度：地域が主体となって、行政が通常行う範囲を超えるサービスを提供するための、組織化と財源調達について定めた制度。例えば米国では、主に商業地域内において、指定されたエリア（BID〔Business Improvement District〕）から賦課金を徴収し、NPO である BID の運営組織がその賦課金を活用して、指定エリア内の様々なマネジメント活動（道路、公園等のオープンスペースの維持管理、治安の改善、マーケティングなど）を行う。

○ 規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日）抜粋

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
10	道路の利活用促進① （道路空間の利活用に関する取組の促進）	街中の道路については、自動車を中心とした交通目的としてだけでなく、地域の賑わいを創出する空間として積極的に利用し地域活性化を図るために、これまでに行われた道路空間の活用に関する有識者会議での議論の蓄積を踏まえて設けられた道路占用許可基準の特例制度等の活用が進むよう、制度の手続の流れや地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知する。	平成 27 年度措置	国土交通省 警察庁